松戸市文化ホール　利用案内

松戸市文化ホールは、市民の芸術文化活動の発表の場として設置された展示施設です。絵画、写真、彫刻、書道、手芸、生け花等の展覧会にご利用いただけます。個人でも団体でもご利用いただけます。

松戸市教育委員会　社会教育課

松戸市文化ホール 予約について

【施設予約の方法】

毎年１月、４月、７月、10 月の第２水曜日に施設利用の抽選会を行っております。
詳細についてはホームページをご覧ください。

(1)抽選による方法

上記の抽選会(使用申し込み開始日)に、松戸市文化ホールへお越しください。
抽選会は午前 10 時 30 分からです。抽選の上、利用者を決定します。
希望する期間をお選びいただき、使用料を納付してください。その場で許可証を発行いたします。
尚、使用の減額を受けようとする社会教育関係団体にあっては必ず登録証をお持ちください。

(2)随時予約による方法

抽選終了後、使用申込期間内で空いている施設については先着順で受付をします。
なお会場の利用状況を知りたい方は、お電話または松戸市ホームページをご覧ください。
※お電話での申込はできませんのでご注意ください。

【開館時間】

午前１０時から午後９時までです。展示の際の搬入搬出も開館時間内にお願いします。
使用時間につきましては午後６時まで、または午後９時までのどちらかを選択できます。

【休館日】

毎週月曜日、年末年始（１２月２９日～１月３日まで）※臨時に休館することもあります。

【使用料】

一般団体は別表の額の通りです。
松戸市の社会教育関係団体ならびに社会福祉団体が教育、福祉の目的のために利用する場合は、別表の３割減額とします。但し、松戸市民以外の者が利用する場合は、別表に定める使用料の１０割増しとします。

(別表)　　※消費税込

部屋	面積	午前１０時～午後６時まで	午前 10 時～午後９時まで
市民ホール	300 ㎡	18,480 円	25,410 円
市民ギャラリー1	150 ㎡	9,200 円	12,650 円
市民ギャラリー２	150 ㎡	9,200 円	12,650 円
市民ギャラリー３	150 ㎡	9,200 円	12,650 円

【変更・取り消し】

会場使用の変更・取り消しをする場合は、松戸市文化ホールへご連絡ください。尚、取り消しの場合、使用料の全額または一部が戻らない場合があります。

松戸市文化ホール 利用について

【使用初日】
・展示物搬入は開館時間の 10 時からに設定してください。
・使用責任者は「使用許可書」を事務室に提示して、使用する展示室を確認してください。
・展示の際掲示するポスターはB4 以内で３枚を事務所までお持ちください。(一般公開の始まる時間までに職員が掲示します)
・吊り金具、画鋲、カウンターは当ホールで用意してあります。消耗品は主催者がご用意ください。
・机、椅子、移動パネル等の使用については職員にご連絡ください。
・展示室入口のポスターは職員の指示を受け、主催者が掲示してください。

【使用期間中】
・展示室の開閉、点灯は職員が行います。
・展示物の管理は主催者が行ってください。

【使用最終日】
・利用報告書に入館者数等を記入して提出してください。
・吊り金具、画鋲、カウンター等は、数量を確認し所定の位置にお戻しください。
・展示物は全て閉館時間までにお引き取りください。引き取りのない展示物等について当施設は一切の責任を負いません。

【展示物掲示のお願い】
・開館時間の１０時までは、館内整備点検のためどなたも入室できません。
・当施設は展示施設です。展示以外の使用及び物品の販売はできません。
・作品等を展示できるのは使用許可を受けたホール、ギャラリー内だけです。
・壁、床、天井の、釘・ガムテープ・セロテープ・両面テープの使用は固くお断りします。
・消防、空調設備を避けて展示してください。

＜ご利用上の注意＞

松戸市文化ホールの利用者および入館者は次の事項を守ってください。

(1) 館内での喫煙は固くお断りします。(全館禁煙)
(2) 危険物、アルコール類の持ち込み、火気使用は固くお断りします。
(3) 館内での飲食・飲酒は固くお断りします。
(4) 騒音、暴力を用いる等、他の利用者に迷惑を及ぼす行為は固くお断りします。
(5) 使用期間中に出たごみは主催者がお持ち帰りください。

＜利用期間＞

同一の団体が引き続いて６日を超えて利用することはできません。

＜権利の譲渡禁止＞

利用者は、他に利用の権利を譲渡し、または転貸することはできません。

＜販売行為等の禁止＞

松戸市文化ホール内にて、物品の販売その他これに類する行為はできません。

＜損害賠償＞

利用者が、その責により施設、設備、備品等を壊したときは、その損害を賠償していただくことがあります。

＜利用の取り消し＞

以下に該当する場合、利用を取り消す場合があります。

(1) 松戸市文化ホール条例及び施行規則に違反したとき。
(2) 利用の承認に付した条件に違反したとき。
(3) 教育委員会で利用の必要が生じたとき。

【文化ホール　案内図】

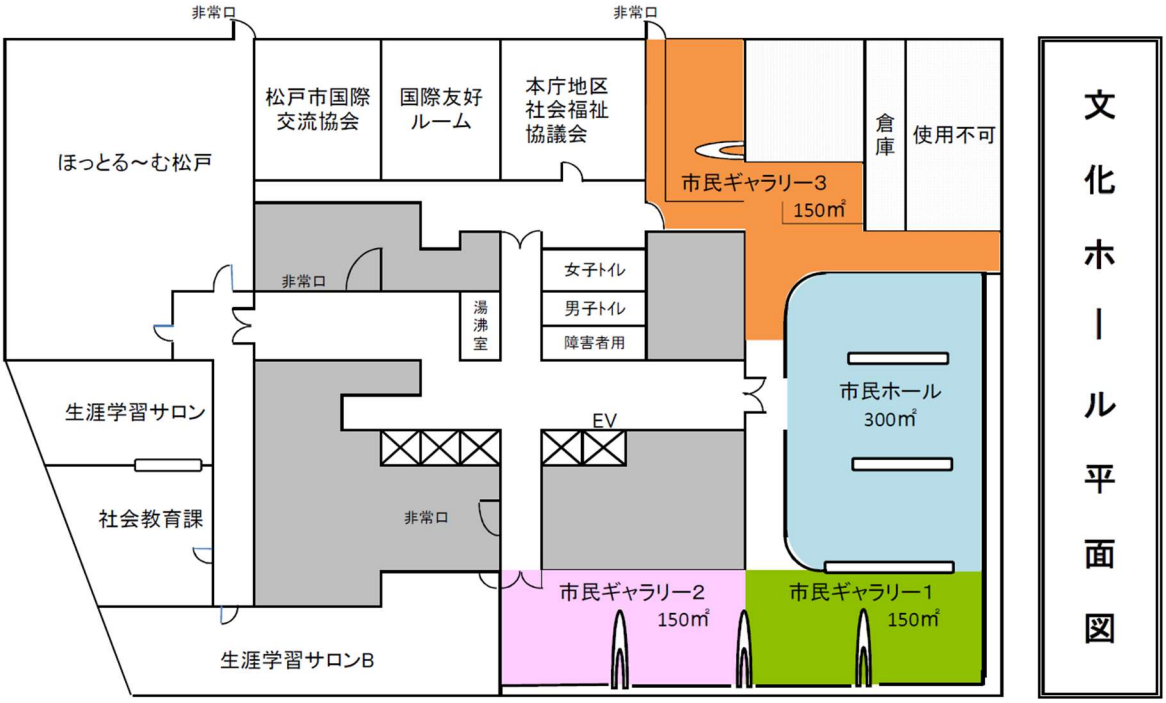

市民ホール
（300 ㎡）

市民ギャラリー
１・２・３
（各 150 ㎡）

松戸市文化ホール

〒271-0092
千葉県松戸市松戸 1307-1　松戸ビルヂング４階
TEL：047-367-7810 FAX：047-360-0945
Mail：mcshakaikyouiku@city.matsudo.chiba.jp

2023.11